

進歩性の判断に関する裁判例

「GPS デバイスに対する情報の位置に依存した表示」事件

H25. 4. 15 判決 知財高裁 平成 24 年（行ケ）第 10322 号

拒絶審決取消請求事件：請求認容（審決取消）

概要

本願発明及び引用発明に記載された文言につき広辞苑等を参照して解釈した結果、審決における解釈には誤りがあると判断された事例。

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】（下線部は筆者が付したもの。以下、「本願発明」と記載する。）

GPS アドバイスタ입と、GPS アドバイスレンジと、GPS アドバイスとを含む複数の GPS アドバイスデータセットを格納するメモリ媒体を備える装置であって、

前記メモリ媒体は、中央演算処理装置と、出力デバイスとを有する GPS デバイスに動作可能に接続され、かつ前記 GPS デバイスの中央演算処理装置は、現在の GPS デバイス位置を計算し、かつ前記 GPS デバイスのユーザから任意の位置および前記任意の位置に対する GPS アドバイスタ입を受け入れ、

前記 GPS デバイスの前記中央演算処理装置は、前記現在の GPS デバイス位置或いは前記任意の位置を、前記複数の GPS アドバイスデータセットと比較し、前記現在の GPS デバイス位置或いは前記任意の位置が前記 GPS アドバイスデータセットの前記 GPS アドバイスレンジ内に入る場合は、前記出力デバイスへの出力のために前記 GPS アドバイスデータセットを選択し、

前記 GPS デバイスの前記中央演算処理装置は、前記ユーザ入力された GPS アドバイスタ입を、前記 GPS アドバイスデータセットの前記 GPS アドバイスタ입と比較し、前記ユーザ入力された GPS アドバイスタ입が前記 GPS アドバイスデータセットの前記 GPS アドバイスタ입と一致する場合は、前記出力デバイスへの出力のために前記 GPS アドバイスデータセットを選択する装置。

〔原告の主張〕（一部のみを抜粋）

審決は、本願発明と引用発明の一致点として、「前記現在の GPS デバイス位置或いは前記任意の位置が前記データと一致する場合は、前記出力デバイスへの出力のために前記データを選択し」の構成を認定したが、引用発明では、データベースに格納された GPS 座標が現在の位置（或いは所望の場所）と一致する場合にデータが選択されるのに対し、本願発明は、現在の GPS デバイス位置（或いは任

意の位置）が GPS アドバイスレンジ内に入る場合に GPS アドバイスデータセットを選択するから、審決は、一致点の認定に誤りがある。

〔被告の主張〕（一部のみを抜粋）

原告が指摘する、引用刊行物 1（甲 1）の……の記載は、その文章のとおり解釈すべきであるから、「緯度／経度座標」を「緯度／経度座標点」の意味には限定解釈できない。また、例えば、村や山を「点」で識別した場合、引用刊行物 1 には、村役場や山頂にまで行かなければ村内や山の近くのホテルの案内が行われない極めて不親切な装置が開示されているという、不合理な理解を強いられることになる。

引用刊行物 1 の……記載からも明らかなおお、引用刊行物 1 において「緯度／経度座標」は、「緯度／経度座標領域」の意味で用いられている。

〔裁判所の判断〕（筆者にて適宜要約のうえ、下線を引いた。）

(1) 「レンジ」とは、広辞苑（甲 5）によれば、「①幅。範囲。領域。」を意味すると解される。そうすると、本願発明における、「GPS アドバイスレンジ」とは、GPS 座標を表す経度、緯度及び高度の、それぞれの範囲を規定する、上限及び下限を示す情報の組（セット）と解するのが相当である。

本願発明の……「前記現在の GPS デバイス位置或いは前記任意の位置が前記 GPS アドバイスデータセットの前記 GPS アドバイスレンジ内に入る場合」とは、「前記現在の GPS デバイス位置或いは前記任意の位置」が、「前記 GPS アドバイスデータセットの前記 GPS アドバイスレンジ」により規定される、経度、緯度及び高度で表される GPS 座標の範囲内に入る場合と解するのが相当である。

これに対し、引用発明は、…、現在のポータブル情報システムの位置を計算し、また、前記ポータブル情報システムのユーザが入力した所望の場所の緯度／経度を受け入れ、現在の位置に対応するデータを検索するために、例えば、興味ある場所の GPS 用の緯度／経度座標がデータベースに記録格納され

るものである。

ここで、「座標」とは、広辞苑（甲6）によれば、点の位置をx軸、y軸等に関して一意的に決定する数値の組を意味すると解される。

また、引用刊行物1には、一般的にユーザの現在位置を中心とする所定半径内の、ユーザにとって興味のある特定の事項に関するデータベースの自動検索を開始することや、新しいGPSデータをキーとして使用して、データベースをサーチし、新しいGPSパラメータと非直接的に適合または関連する任意のデータ記録を検索することは記載されているが、そのための具体的な構成及び方法が明示されているとは認められない。

そうすると、引用刊行物1には、現在のポータブル情報システムの位置を計算し、また、前記ポータブル情報システムのユーザが入力した所望の場所の緯度/経度を受け入れ、現在の位置に対応するデータを検索する際に、記録格納された、興味ある場所のGPS用の緯度/経度座標、すなわち緯度及び経度により一意的に決定する座標点と解される、所定の固定のGPS座標と比較することは、記載されているが、GPS座標の所定の範囲を規定する、経度、緯度それぞれの上限及び下限を示す情報の組（セット）と比較することが記載又は示唆されているとは認められない。

本願発明と引用発明とは、本願発明が、「前記現在のGPSデバイス位置或いは前記任意の位置が前記GPSアドバンスデータセットの前記GPSアドバンスレンジ内に入る」ことを検出して、「前記出力デバイスへの出力のために前記GPSアドバンスデータセットを選択」するとの構成を備えるのに対し、引用発明は、現在のポータブル情報システムの位置を計算し、また、前記ポータブル情報システムのユーザが入力した所望の場所の緯度/経度を受け入れ、現在の位置に対応するデータを検索する際に、本願発明の上記の構成を備えていない点で相違するというべきであり（以下「相違点3」という。）、審決がこの点を含めて一致点として認定したことは誤りである。

以上のとおり、審決は、相違点3を看過したため、一致点及び相違点の認定を誤ったものである。

(2) 被告は、…「緯度/経度座標」を「緯度/経度座標点」の意味に限定解釈することはできないと主張する。しかし、前記認定のとおり、「座標」とは、点の位置をx軸、y軸等に関して一意的に決定する数値の組を意味するものと解されるところ、これは、文字どおりの解釈であって、限定解釈ではない。被告の主張は採用することができない。

被告は、…、引用刊行物1において「緯度/経度座標」は、「緯度/経度座標領域」の意味で用いられていると主張する。しかし、…「設定経路モー

ド」について、「GPSデータを常にモニタすることによって、装置は、場所1-6のそれぞれに何時到達したかを決定し、その後、対応する音声フレーズがGPS-CDデータベースまたは放送データから検索され、受話器口またはスピーカーを介してユーザに再生される。」と記載されている。この記載によれば、「設定経路モード」では、「場所1-6」及び「いくつかの場所」のような、緯度及び経度により一意的に決定する特定の場所に到達すると音声フレーズが検索され、再生されると解するのが相当である。「場所1-6」及び「いくつかの場所」が、経度、緯度それぞれの上限及び下限を示す情報の組（セット）として表され、GPS座標の所定の範囲を規定する「緯度/経度座標領域」を意味するものとはいえない。

(3) 審決は、相違点3を看過している。そして、審決は、相違点1及び2の容易想到性については判断しているが、相違点3の容易想到性については何ら判断していない。そうすると、審決は、一致点及び相違点の認定を誤った結果、相違点3の判断を遺脱したものであり、これが審決の結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、原告主張の取消事由1は理由がある。

【検討】

「座標」の情報を用いているか、「座標の範囲」の情報を用いているかという点に関する相違点が看過されていたことで審決が取り消された事例である。

《実務上の指針》

審査官、審判官は、往々にして本願発明と基本的な思想が近いという点で主引例を選定した上で、この主引例に記載された発明を上位概念化して捉えた上で、本願発明との一致点、相違点を認定することがある。拒絶理由通知における反論の際には、本願請求項に係る発明の各構成要件のそれぞれが主引例に記載の発明に開示又は示唆がされているかどうかを仔細に分析して相違点を抽出し、指摘することが肝要である。

また、裁判所では、用いられる言語の解釈に「広辞苑」が頻りに利用される。請求項や明細書にて利用する用語においても、本来の意味での使い方を行っているか今一度注意すべきであるという点について、改めて気付かされる裁判例の一つと思われる。

以上